

全学アカウントによるネットワーク接続サービスの利用に関する規則

[平成29年4月1日 情報環境機構長裁定]

(目的)

第1条 本規則は、情報環境機構が提供する、全学アカウントを用いて KUINS ネットワークに接続するサービス（以下、「ネットワーク接続サービス」という。）に、端末を接続して利用する際の事項を定め、京都大学（以下「本学」という。）における情報ネットワークの円滑な利用に資することを目的とする。

2 本規則は、全学情報システム利用規則（平成22年1月12日情報担当理事裁定）第7条第2項により定めるものである。

(定義)

第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 規程 本学が定める「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」（平成15年達示第43号）をいう。
- (2) 情報セキュリティポリシー 本学が定める「京都大学における情報セキュリティの基本方針」（平成27年3月25日役員会決定）及び前号の規程をいう。
- (3) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき情報担当の理事が定める京都大学情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）その他の規程、基準及び計画をいう。
- (4) 機構利用規程 本学が定める「京都大学情報環境機構教育用コンピュータシステム及び学術情報ネットワークシステム利用規程」（平成24年4月27日情報環境機構長裁定）をいう。
- (5) 全学アカウント 全学情報システム利用規則第2条第1項第21号に定める全学アカウントをいう。
- (6) ネットワーク接続サービス 情報環境機構が提供する、全学アカウントを用いて KUINS ネットワークに接続するサービスであり、無線LAN接続サービス、VPN 接続サービス、WEB 情報コンセントサービスをいう。
- (7) 無線LAN接続サービス 情報環境機構が提供する、本学内において全学アカウントを用いて無線LANに接続するサービスをいう。
- (8) VPN 接続サービス 情報環境機構が提供する、全学アカウントを用いて KUINS にVPN 接続するサービスをいう。
- (9) WEB 情報コンセントサービス 情報環境機構が提供する、WEB 認証付き情報コンセントサービスをいう。
- (10) 利用者 全学情報システム利用規則第4条の手続きにより、全学アカウントを取

得したもののうち、ネットワーク接続サービスを利用する者をいう。

- (1 1) 利用者端末 ネットワーク接続サービスに、全学アカウントを用いて認証を受け接続された、全学情報システム利用規則第2条第1項第7号に示される利用者端末をいう。
- (1 2) その他の用語の定義は、規程及び対策基準並びに全学情報システム利用規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 本規則は、すべての利用者に適用する。

- 2 本規則は、別表1に示す無線 LAN SSID を対象とする。
- 3 本規則は、別表2に示す VPN 接続サービスを対象とする。
- 4 本規則は、WEB 認証付き情報コンセントサービスを対象とする。
- 5 第2項及び第3項において、KUINS-III VLAN を固定して接続するサービスについては、本規則の対象外とし、全学情報システム利用規則にて扱うものとする。

(本規則で引用する遵守すべき規程等)

- 第4条 利用者は、ネットワーク接続サービスを利用するにあたって、法令並びに本学の情報セキュリティポリシー、実施規程、全学情報システム利用規則、本規則に基づく定め、利用に関する手順並びに「京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号）」及び「京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程（平成27年達示第49号）」を遵守しなければならない。
- 2 利用者は、ネットワーク接続サービスを利用するにあたって、本規則に定めるほか、当該部局が別途定める利用に関する規程及び手順等がある場合にはそれを遵守しなければならない。
 - 3 利用者は、ネットワーク接続サービスに端末を接続して、学内・学外に関わらず情報システムを利用する際、法令を遵守するとともに、当該情報システムの利用に関して当該利用者と当該情報システムの提供者又は管理者との間で契約に基づく定めのある場合には、それを遵守しなければならない。

(ネットワーク接続サービス利用の遵守すべき事項)

- 第5条 利用者は、ネットワーク接続サービスについて、全学情報システム利用規則第1条第2項で定める目的以外に利用してはならない。
- 2 利用者は、ネットワーク接続サービスを利用するにあたって、「京都大学情報資産利用のためのルール（平成19年9月4日 部局長会議了承）」第4及び第5に定められた事項を遵守しなければならない。

(P2Pソフトウェアの利用の禁止)

第6条 利用者は、全学情報システム利用規則第11条第1項第2号に従い、ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアを利用してはならない。

(不正プログラム対策に関する遵守すべき事項)

第7条 本学の情報システムを利用者端末として、利用者がネットワーク接続サービスを利用する際、当該利用者端末を所管する部局情報システム技術担当者は、当該利用者端末に対して、「京都大学全学情報システム不正プログラムガイドライン（平成22年1月22日情報環境機構長裁定）」に準じた対策を実施しなければならない。

2 部局情報セキュリティ技術責任者は、本学支給以外の情報システムを利用者端末としてネットワーク接続サービスを利用する、当該部局に所属する利用者が、当該利用者端末に対して、「京都大学全学情報システム不正プログラムガイドライン」に準じた対策を実施するよう求めなければならない。

3 利用者は、本学支給以外の情報システムを利用者端末として、ネットワーク接続サービスを利用する際、当該利用者端末に対して、「京都大学全学情報システム不正プログラムガイドライン」に準じた対策を実施しなければならない。

(ネットワーク接続サービス利用の違反行為への対処)

第8条 情報環境機構長は、第5条に定める遵守事項に違反すると被疑される行為を認めたとき、又は通報を受けたときは、「京都大学情報資産利用のためのルール」第8に基づき、情報ネットワーク倫理委員会に通知するものとする。

2 情報環境機構長は、第4条及び第6条に掲げる事項に違反すると被疑される行為を認めたとき、又は通報を受けたときは、全学情報システム利用規則第17条に基づき対処するものとする。

(利用者端末のインシデントへの対応)

第9条 情報環境機構長は、利用者端末に対する不正アクセス（不正アクセスか否か判断できない場合を含む、以下同じ）と被疑される状況その他セキュリティ侵害を認めたとき、全学情報システム利用規則第17条第1項に従い、直ちに情報ネットワーク危機管理委員会へ通報するものとする。

2 部局情報セキュリティ責任者は、全学情報システム利用規則第17条第2項による通知を受けた場合には、直ちに当該利用者及び当該利用者端末を特定し、対策基準第98条第1項に基づき、インシデントの原因を調査して再発防止策を策定し、その結果を報告書として情報ネットワーク危機管理委員会へ報告するものとする。

3 情報環境機構長は、情報ネットワーク危機管理委員会より被害の拡大防止の指示を受けた際は、直ちに被害の拡大防止策を実施するものとする。

(情報セキュリティ対策教育の受講)

第10条 利用者は、全学情報システム利用規則第20条第1項に基づき、講習を受講しなければならない。

(部局情報セキュリティ技術責任者及び部局情報システム技術担当者の義務)

第11条 利用者が所属する部局の部局情報セキュリティ技術責任者並びに利用者端末を所管する部局情報システム技術担当者は、部局情報セキュリティ責任者の指示の下、利用者端末に関して、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 対策基準第89条第1項に基づく利用記録の採取
- (2) 接続した利用者端末が全学情報システムのハードウェア及びソフトウェア等に障害や過度な負荷等を与えないための必要な措置
- (3) 部局情報セキュリティ責任者が行う第8条第2項及び第9条第3項の事実の確認及び調査への協力
- (4) ネットワーク接続サービスの障害及びセキュリティインシデントに対するサービス中断等への協力

(利用者の義務)

第12条 利用者は、部局情報セキュリティ責任者が行う第8条第2項及び第9条第3項の事実の確認及び調査に協力しなければならない。

2 利用者は、第4条から第6条に規定する遵守すべき事項に違反すると疑われる行為を発見した場合、並びに、利用者端末における不正アクセスと被疑される状況その他セキュリティ侵害を認めたときは、速やかに情報環境機構長にその旨を通報するよう努めなければならない。

(雑則)

第13条 本規則に定めるもののほか、ネットワーク接続サービスの利用に関し必要な事項は情報環境機構長が定める。

附 則

本規則は、平成29年4月1日から施行する。

本規則は、平成29年6月1日から施行する。

別表 1 本規則が対象とする無線 LAN SSID

SSID
KUINS-Air
eduroam

別表 2 本規則が対象とする VPN 接続サービス

サービス名称
IKEv2
PPTP
OpenVPN
SSTP
SSH PortForward
UQ WiMAX